

## 野々市市まちづくり基本条例策定委員会第10回 議事・要旨

2014年5月19日(月) 19:00~21:00  
野々市市庁舎201会議室

【委員14名】池田、亥野、大森、絹川、小竹、小松、中村、  
新美、林、藤田、村井、谷内、山岸、吉岡  
(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ6名】山崎、池多、池上、有東、  
宮岸、石田(、梅木)

【アドバイザー】神谷浩夫

【ファシリテーター】森山奈美

【事務局3名】栗山、舟崎、中谷

【欠席】大島、小堀、古谷、前川、熊谷、水野、勝井、水元  
小泉、飯山、榊原、

### ◇今回の会議で決定したこと

- ・ 議会から条例への要望を書いた文書を委員に配布。
- ・ 議会や議員について学ぶ機会を事務局で検討
- ・ 6月2日の会議は休み、ワーキンググループで議論と案づくりを行い6月16日に再度検討素材を提案→協働について盛り込む(指針や総合計画との整合性)、行政と職員は暫定的に分ける、総合計画は職員に関連する部分が多いので再度議論、議会については暫定で案を作っても良い

以下の論点は次回以降に持ち越し

- ・ 議会の役割について
- ・ 市民の定義について議論
- ・ 住民投票についての議論
- ・ 国、県、他市町との連携について議論
- ・ 市民と行政がどの範囲まで行動するか議論
- ・ 野々市らしさについて
- ・ 役割や責務、情報共有は野々市の現状を見て、これからどうしたいかを文章にする

### ◇主な意見(●は後日意見)

#### 【第10回会議全体について】

- ・ 全体討議形式で活発な意見が出され面白かった。多様な意見が聞けて勉強になった。新鮮だった。(複数)
- ・ 全体討議形式は発言する人が限定される。(複数)
- ・ 大きな議題が多く、相対する意見の両方を聞くと納得できるので判断が難しかった。

- ・ ワーキンググループで出た行政と職員の役割と義務を分けることが必要かどうかの双方の意見が出て議論されたことが良かった。
- ・ 大事なポイントでじっくり相対する討議は良い。条例を策定する意味を改めて考えることで打開できる良い進め方だった。
- ・ 意見が割れたときの参加者メンバーに対する合意形成の取り方を学んだ。
- ・ ひとつの意見に対して反対意見が出されたときに、別の視点で考えるきっかけを引き出す進め方が良い。
- ・ 皆の考え方が大きな相違もない本質を捉えている。
- ・ 結論誘導ではないかと感じるときがあった。
- ・ 時間内に終了してほしい。

#### 【議論したいこと、条例に入れた方がいいこと】

- ・ 行政と職員についてもっと話し合いを聞きたい。
- ・ 市民と議員の関係がまだ捉えきれていない。
- ・ 議会と議員について知識を深めたい。
- ・ 国や県、他の自治体のほか国際社会における連携と協力も今後に向けて議論が必要。(留学生や国際化)
- 市民の役割と責務の中で出た、経費の応分負担についてと、その際の学生の扱いについての検討が必要。

#### 【条例全体について】

- ・ 条例は野々市らしくシンプルなものが良い。(複数)
- ・ 野々市らしさとは何かが難しい。
- ・ 主体の細分化をすれば条文が増えるので条文ごとの解説を付けた市民への説明資料が必要。(複数)
- ・ それぞれの主体に変化、納得して行動できるようにしなければ条例の意味がない。(複数)
- ・ 条例づくりが進んで市民が生活を楽しくしやすく出来れば良い。条例が早く形になれば良い。
- ・ この条例で何がかわるか改めて考えることが良い。
- ・ 条例の目的の答えがすぐに出て来ず、基本的なことを含め勉強し直すことが重要だと感じた。
- ・ まちづくりの主体の役割と責務がこの条例で重要。
- ・ 難しく悩ましいが、ワーキンググループによる条例の構造に、議会と議員の役割と責務をどう入れるか。

### 【行政と職員の責務を分けるか】

- ・職員の役割および責務を策定しなければ行政を行うことはできない。
- ・職員は行政とだけ考えていたが、本会議に参加する職員を見ていると職員がより活動しやすくなる条文があると市民が協力、応援しやすくなると思った。
- ・条例に入れた方がじっくりくる。職員を守ったり、責任があったり、市民と活動に参加したりと、主に職員の自覚や野々市らしい職員像を明確にしたい。
- ・基本条例は市民のためという目的。職員の責務は目的ではなく方法論として運用上必要であれば入れても良いが、効果がないならば入れることは不要。
- ・条例があることで行政に起こるべき変化を期待できるか。成長やメリットなど、変化を引き起こすまでのものを作らなければならない。
- ・職員の責務を書く必要がないという意見はよくわかる。市民は職員がしっかりしていて当然だと思っている。条例に書かないと仕事をしないのは情けない。
- ・市役所の業務はまちのために考えてすることができ一方仕事として割り切ってもできてしまう。
- ・市職員に対する市民の強い期待を感じた。
- ・この条例を作ることでそういう職員になればならぬ。
- ・野々市らしさがある職員という言葉が印象に残った。
- ・よりよいまちづくりのために行政職員が力をつけなければならないと思った。
- ・条例に入れて効果はあるか費用対効果は重要である。
- ・行政と職員、市民の境界が人それぞれ違うので条例にどうまとめるかが難しい。

### 【総合計画について】

- ・総合計画が今後どうなるかわからなかった。
- ・2021年が終わった時点で、市の目標がなくなった時にまた話し合いをしなければならないので、条例の中に総合計画を入れた方が良いと思う。
- ・総合計画と条例見直しは条例に入れた方が良い。
- ・協働指針、総合計画の整合性を考える必要がある。

### 【住民投票について】

- ・住民投票は入れた方が良い。総市民参加の意味から税金は金沢に払っても一日の大半を野々市で過ごす(働く)人には投票権を与えたい。

- ・住民投票は、地方自治法にも規定されているので入れない方が良い。
- ・住民投票は実際に投票をするかどうかも含めて結局議会を通すことになるので必要ないのではないかな。
- ・住民投票は入れなくて良いが、決め方としてジュニアボード(自薦や他薦によって集まった若手社員がプロジェクトチームを結成し、会社の経営に関する課題について調査・議論を行い、具体的な提案を行う制度)を採用したい。

### 【その他の意見・要望・質問】

- ・議員は会議のメンバーでなく、議員を会議にゲストとして招聘して話を聞く方法もあるのではないかな。
- ・議員からの文書を参考に見せて欲しい。
- ・まちづくり基本条例を作った自治体の多くは過疎から人口減少しているが、人口が増えている野々市ではどんな特色を出すか。あと何か所か区画整理すると住宅だらけのまちになる。
- ・これから話し合うこと、考えないといけないことが多くあるが頑張りたい。時間があまりない。
- ・参考図書を読んだが読みやすかったので、また読みやすい本を紹介してほしい。

## 1. 開会

## 2. 第9回会議の振り返り

### ■第9回会議の振り返り

前回会議までに、条例に盛り込む項目として、情報共有の方法、まちづくりの各主体の役割と責務、話し合いの場と決め方のルールの3項目について議論した。

### 【情報共有の方法】

- ・議会や議員との情報共有がイメージできなかった。
- ・「カフェあやめ」のように気軽に集まって話ができるサロンがあるといい。
- ・情報発信だけでなく、まめに更新することが重要。
- ・市民と行政と議員とでレクレーションを行い、情報共有がうまくいく関係づくりのアイデアが印象的。

### 【役割と責務】

- ・市民と行政の役割分担はもう少し議論の余地がある。

- ・組織としての行政の他、職員についても役割と責務を定めておく必要がある（WG会議からの意見）。
  - ・市民の役割の中では、経費の応分負担が重要項目。
  - ・住民票がある住民と、住民票がない学生や野々市に通勤する人など、住民をどうとらえるかが課題
- 地方自治法に明記された住民の定義を超えて条例でまちづくりの主体を定めることは可能。住民票の有無によらず広い方向でまちづくりの主体を定めたい。
- ・市民と住民の関係について勉強したい
  - ・他の自治体の条例を再確認したい

### 【話し合いの場と決め方】

- ・市民の定義について議論が必要
- ・住民票を持たない人の意見が、住民票を持つ人の意見を上回る場合はどうするか想定する必要あり
- ・話し合いの場と決め方、役割と責務は密接に関係しているので、皆が参加できる場が欲しい
- ・まちづくりへの参画についてもう一度議論が必要
- ・議会や議員の役割について学ぶ機会が欲しい

### ■会議への議員の参加について

事務局から議会事務局（行政の職員が、各委員会や議会の事務や、行政との連絡調整を行う事務局）に、本会議に議員が参加するよう依頼した。議員は基本的に市の色々な委員会に参加しない、議員が会議に入ることが条例作りの誘導になる、議員全員参加が難しく全員会議に参加しないと議決の際に整合性がなくなる等の理由から議員が本会議に入らないことになった

- ・昨年11月に議会からの条例に入れて欲しい要望の文書を、議会から委員会として受け止める意味で事務局に提出。
- ・今後の議論で議会や議員について学ぶ機会は必要なので、事務局で検討する。
- ・議会基本条例は現時点で作る予定はない。

### 3. 条例構成案について

#### ■ワーキンググループからの条例構成案

5月12日に、ワーキンググループ会議が行われ、今までの会議の議論を基にして条例の構造図を考えたので委員に提示した。

### 前文：野々市らしさ、協働指針の考え方

#### 第1章：総則（目的、言葉の定義、条例の位置づけ）

※総合計画との関係は？

#### 第2章：まちづくりの主体の役割と責務

（市民、行政、議会、議員、市長、行政、職員各主体の役割と責務、予算の執行）

※職員は一つの主体とした

#### 第3章：自発的な活動

（人材育成、地域のコミュニティの作り方として町内会や生産組合などの地縁組織）

※第6回会議で絹川委員からの議題で議論

#### 第4章：情報共有

（お互いに自発的に情報を集める、発信、更新）  
第9回会議の意見から

#### 第5章：話し合いの場と決め方

（住民投票、話し合いの機会、評価）

※住民投票の条文を入れるか？

まちづくりの課題はどこに持ち込む？

#### 第6章：見直し、委任事項

### 4. 全体討議

#### ■総合計画について

まちづくりの基本的な考え方が総合計画によるならば、まちづくり基本条例を作っているので総合計画についての条文を載せた方がよいか。（協働指針には、総合計画についての記述は入っていない。）

#### 【委員の意見】

- ・野々市らしさをどう作るかを考えるためにも総合計画は必要。
- ・総合計画がないと何を基にまちづくりを考えていけば良いか分からない。総合計画を考慮しながら条例づくりを進めないと根本が見えない。
- ・野々市が市になると同時に総合計画が出され、条例作りと協働が盛り込まれ、現在動いているので総合計画をはずして条例は考えられない。
- ・行政職員が日雇い労働者のように目先のことだけを行うことがないようにするためにも、行政職員に対して計画性を持たせることが必要。

### 【総合計画の現状】

- ・第1回会議で小島部長の「総合計画策定義務が地方自治法から削除されたので条例で定めてほしい」という発言。この会議で総合計画をどうするか一緒に考えたいという意図。
- 以前まで地方自治法に基づき各自治体で総合計画を作る義務があったが、地方分権が進み地方自治法で条文が削除。総合計画を作る義務がなくなり、各自治体にまちづくりの進め方を任せるようになった。
- 野々市で総合計画を作っている途中で地方自治法に総合計画を作る条項がなくなった。
- ・総合計画を作る法律に基づき総合計画を作り、それに基づいてまちづくりを行っており、総合計画が必要か議論さえしていない自治体がほとんど。野々市では現在、まちづくりをどう進めるかを議論しているので、総合計画が必要かどうかを話すタイミング。
- ・野々市は総合計画に基づきまちづくりを進めている。総合計画に、協働指針や条例を作ることが書かれていなかったらこの委員会はなく、次の総合計画が慣習として何の疑いもなく作られていたのではないかと。

### 【総合計画についての論点】

- ・総合計画がなくても行政が動いて問題が解決されれば、必ずしも総合計画に基づいたまちづくりが正しいわけではない。
- ・総合計画を作るかどうかという議論。総合計画を作る場合は、それを作るということをまちづくり基本条例に入れるかどうかの議論が必要。

### ■住民投票について

住民投票についての条文は必要かどうか。  
また、住民投票についての条文を載せた最終的な条例案が、議会の議決を得られずに手戻りになることを考えると、先に議会との調整が必要。議会についての勉強会を行う際に、直接議員に相談するのはどうか。

### 【委員からの意見】

- ・住民投票は一般的に知られており明記しなくていい。
- ・住民投票は載せるべきではない。地方自治法で住民投票について書かれているので、あえてまちづくり基本条例で書く必要はなく、想定外の事態が起こっ

たら、その時に考えれば良い。

- ・七尾市の条例では、国の法律にあることを条例であえて明記することで、住民投票という手段を市民に知ってもらうために住民投票の記述を入れた。
- ・住民投票で決めたことと、決めたことに対して本当に実行するかどうかを考える必要がある。

### ■行政と職員の条文を分けるかどうか

役割と責務の部分で、ワーキンググループでは行政と職員を別に明記したいという提案が出た。国の法律で定められているので職員の役割と責務について条例で書く必要はないという意見、もう一つは様々な主体の役割と責務を書くのに職員だけ書かないと、職員全員が善人だという説に寄り過ぎて良くないのではないかとという2つの意見が出た。

### 【委員とワーキンググループの意見】

- ・議員は市民から選ばれ、議員の集合として議会があるので別にする必要はある。職員は市長の指示で動くが、職員は行政の役割の中にも含まれる。行政職員は、野々市市役所という企業に勤める人なので、野々市市にある民間の会社に務める人が市民だということと同じ。まちの活動には参加しても職員として明記する必要はないのでは。
- 市民の定義付けが必要。職員だけで見ると行政と変わらないのでは。
- ・行政職員は市長への協力者。市長がビジョンを掲げ、職員は市民の声を拾う、市長に協力する。市長が間違った方向にいけば意見を言いサポートする役割。行政の一部として職員が包括されているという考え方なので市職員について明記する必要はない。
- ・公務員の義務として全体の奉仕者だと国の法律で書かれているので、条例で職員について改めて書く必要はないのではないかと。
- 行政職員は、市長の指示を忠実に遂行する職員ばかりだと見られているのでは。業務の必要性を理解して業務を行うことと、指示されてただ業務を行うのでは効率が違う。業務の目的を改めて明記したい。
- ・職員は市長の手足となって仕事を行う。条例に盛り込むならば、職員はまちづくりの行事に積極的に参加するなどの市民的な役割として明記されるのでは。

- ・ワーキンググループは市民協働のために業務外の時間を使い、その活動によって市民が市民協働を理解することにつながるので、行政と職員とを分けて書く、行政職員は市民の模範という書き方になる。
- ・寝屋川市の条例では、行政の役割と責任、職員の役割と責任とに分けている。市の職員になったら、自己研鑽するよう記述している。改めて職員の基本的な考え方を定める場合は寝屋川市が参考事例になる。
- ・ワーキンググループはまちづくりについて業務時間外に議論する有志が集まっているが、職員の中にはそうではない人もいます。その人達も含めて制約することで職員全体が仕事をしやすくするという意味。  
→それならば、職員の役割と責務について明記したらいい。反対意見を理解した上では、賛成の意見は必要性がある。
- ・議員と議会、市長には責務があり、行政にも責務があるので、職員の責務も入れる必要がある。議会で決めたことを実際に行うのは行政で、予算の優先順位を決めるのは市長だが、職員が働くことも多い。既に国の法律で決まっていることを条例に入れなくてもいいなら、全ての項目を条例に入れる必要がなくなってしまう。
- ・職員は、行政と議会との橋渡し役。

### 【話し合いの場と決め方】

市長とその直属の職員は執行部と呼ばれ、執行を司る。行政職員が案を作り、市長へのヒアリングを経て執行部からの議案として議会に出す。もしくは議員の提案を議会に出す。住民の選挙で選ばれた代表者である議員が集まって議会で案について話し合うが、最終的に決断するのは市長。市民がいかに関わるか。

→職員の出す案に市民の思いを入れる流れを作るのが条例ではないのか。

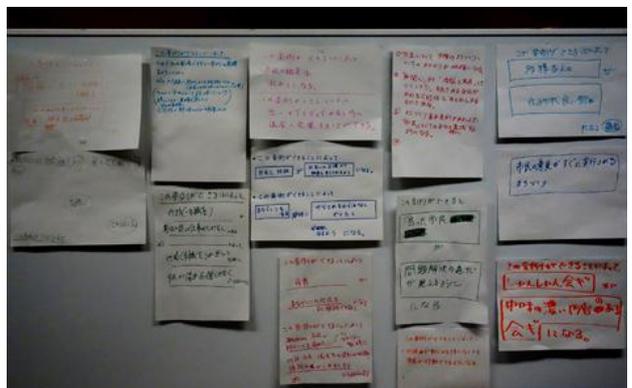
※例えば都市計画や環境など各専門分野の人が審議会に参加することが市民の意見を聞くことになるか。

- ・総合計画に載っている施策を実行するために、議決が必要な案件は予算。行政各課で総合計画に対応した業務を予算に沿って行う。予算の優先順位は住民が発議するか、周辺団体の要望により発議。

- ・予算については、行政から計画を進める必要がある順番で提案し、かかるお金を提示。予算づけまでに、市民に意見を聞き、市長が判断しやすい案にすることを本来はやるべきだが、現在はやらなくてもいい状態。
- ・議会と議員について条例の中に入れて、きちんと議会と議員を見ていることを議会に示す必要がある。
- ・日本国憲法のように何万人の一人の話を規定するとなれば、たくさん項目になる。少なくするには整理する必要がある。
- ・この会議で作る条例は一つなので、話し合っても自分の意見が必ずしも入る訳ではない。話し合いの場と決め方を決めるというのは、最終的に多数決で決めるか、全員が納得するまで話し合いをするかを決めること。じゃんけんやあみだくじも決め方のルールの一つである。

### ■条例をつくることで何を期待するか

そもそも、なぜこの条例を作るのか。例えば困った時の道筋などが実現できる条例にする必要がある。まちづくり基本条例が出来ることで、何がどう変わることを期待するかを書き出した。



まちのこゝろを行う際の市民の意見反映のさせ方についての意見が多い。市民の意見を反映させるために行政職員が力をつけたり、業務が忙しくなる。市民は話し合いの力がついたり、課題解決に向けて道筋が見える。  
→条例が作られることでまちづくりがしやすいまちというあるべき姿にしていきたい。

- ・起こしたい変化に対してルールをつくる。条例を作っても何も変わらないのであれば条例を作る必要はなく効果があつてこそルール。条例で職員の役割を定めるかどうかは職員にどう変化を起こしたいか。

→本当はもっと市民の意見を取り入れるべき部分になっていなかったり、情報が共有されるべき情報が共有されていなかったり職員がしっかり業務を遂行していないのであれば記述する。

- ・実行があつてこそその計画である。例えば計画書はたくさんあるが実行されていないことはよくある。

→条例に見直しやチェックすると入れることで、条例自体の実効性を高めていく必要がある。

### 【その他の意見】

- ・条例に載せるとしたら、何かをしようとしたときや困った時に、解決の方法や道筋が難しくなくわかりやすい条例にしたい。
- ・なるべくシンプルな条例が良い。余計なことが書いてあると読むだけで混乱するので、必要最低限で洗練された条例だと何回も読み返すことができると良い。
- ・まちづくりに参加する人はいつも同じ人が多いので、条例によって市民が積極的にまちづくりに参加するよう盛り上げながら、どのようなまちづくり活動をしているか行政が見えやすくすると良い状態になる。

### 【野々市市の職員】

- ・条例によって野々市らしさが明確になると書いたが、大枠の法律があつて、中身を詳しく説明するために細かい法律がある。大枠のものをより詳しくという形で、職員に関して他の自治体職員とは違う、差別化を図ることができる内容ならば面白い。
- 地方自治法にはないが、野々市らしさを入れても良い。職員には野々市に愛着を持ってほしい。金沢市の職員ではなく、野々市市の職員ならばどうあつて欲しいかという思いは条例に入れても良いのでは。
- ・職員の役割は、条文で明記するよりも、解説で入れるといい。条文が多いと市民が読みこなすのは難しい。解説と併用する形で条例を作り市民が読んで、さらに色々な意見を吸収して見直しできる。
- 条文は法律の文章なので難しいが、条文を市民に分かりやすい言葉で解説する逐条解説という文書を作る予定はある。市民に条例を読んでもらう際は逐条解説の方が理解を深められる。
- ・協働指針の22ページの①人づくりに、「市職員向けの協働の理解を深める講座の実施」、23ページの③

絆づくりに「市職員が地域活動に参加する制度の構築」という具体的な取り組みの表現。

→指針づくりの中では、市職員は行政ではなく市民として議論をすすめていた。この会議に参加するワーキンググループは、業務外でも積極的に野々市市について考えているという保証を盛り込みたい。行政なのか市民なのか使い分けは難しいが、市職員も市民の一人だということ。

- ・市の職員が野々市市で働いているので市民の一員であるという議論は大事。起こしたい変化が起こるのか。市の役割と責務を定めておかないと、職員が今よりももっと忙しくなるのではないか。
- ・行政は市長のサポートの他、自発的に行うことも大事。行政職員同士でも自分の担当ではないと役割の押し付け合いがあり得る。条例によって市職員が自分の責任で仕事がしやすくなる、市民と行政がお互いの立場から物事を考えられるようになる。
- ・条文に定めることで、議員一人だけの意見を聞くように言われた場合でも、職員は全体の奉仕者として職員を守る事ができる。また、市長がある団体のひいきをして部下だからと指示しても、全体の奉仕者だと言えるという意味もある。前文ではなく、行政の一部として職員の役割と責務を明記するのは良い。

### 【今後の流れ】

- ・行政の構成員として職員の責務を明記することで良い変化が起きるのではないか。この意見は皆さんが納得した。逆に条例で定めると困ることは条文や文字数が増えることで、シンプルな条例ではなくなる。
- ・条例に入れてデメリットがあれば考えていけば良い。逆に、メリットがあるならば積極的に条例に入れていけばいい。ワーキンググループにはメリットのあることを考えて欲しい。
- ・まずワーキンググループには行政と職員を分けた条例案を作ってもらい、その条例案を見て議論する。作った条文を見て、職員についての項目を入れる必要がないと判断する場合は入れないことにする。
- ・次回会議は6月2日の予定だが、一度お休みをいただき、少しワーキンググループに議論と案づくりの時間が欲しい。6月16日に検討素材を委員に提案できるようなスケジュール。

## 5. 閉会

### ■神谷先生より

- ・総合計画は基本的に行政が行うこととして作られ、総合計画に基づいて市民が行動するわけではないので、条例との整合性がどうなるか。
- ・協働指針は市民協働のまちづくりの推進として市民の合意を基に作ったが、条例との整合性と関係性。ののいちキャンパスの図式が活かされないのでは。
- ・施策の予算付けの際に、議員が団体のひいきや陳情で意見を持ってくる場合、現状として現場でその意見がどれだけ反映されるか、議員の意見に対して市民の幅広い意見として職員が跳ね返せているのか。
- ・議員立法があるが、議員は条例でも予算でも関わってはいけないのかどうか。

### 【森山コメント】

起こりうる話としてイメージする必要がある。協働指針と条例の整合性で、まちづくり基本条例の中で協働という言葉はどう扱うかを議論していない。協働を定義する際に、指針との整合性はとる必要があるが、野々市のまちづくりを協働のもとに行うことを位置づけるかどうか。ワーキンググループで案を作るときに、協働をどう位置づけるか、定義するかは第5章で出て来るので、盛り込んで欲しい。

### ■藤田会長より

6月2日に委員で飲み会をしたい。ワーキンググループには再度案を練ってもらい、出来上がった骨子の枝付けと言葉付けをやることになる。神谷先生から、市民は総合計画に従って動かないという言葉があったが、総合計画では市民は動きにくいいため、協働やまちづくりがある。行政職員は必死で動いているが、会合に出る人はいつも同じ顔ぶれになるので、人を連れて来るなど行動しないと野々市は動かない。連合町内会でも9年ほど自主防災の議論をしているが、ようやく話し合いが進み、支え合いマップ作成の動きが出て来た。それだけ野々市が安定した穏やかで住みやすい地域なのかもしれないが、人口は増える。増えた人のサポートが重要。住みやすいまちを作ることが大事だということのを再認識して欲しい。本格的に動くためにも飲み会を設けて和気あいあいと進めていきたい。